

媒介契約書の特約事項に基づき固定資産評価証明書等の 交付申請をされる皆様へ(重要)

加東市では、**令和8年4月1日から**なりすましなどによる証明書等の不正な交付申請の防止および固定資産の所有者等の個人情報保護のため、以下の留意事項に基づく取扱いを徹底します。
当該留意事項を必ずお読みのうえ、ご理解、ご協力をお願いします。

記

媒介契約書の特約事項に基づき固定資産評価証明書等の交付申請をされる場合の留意事項

(1) 媒介契約書は**必ず原本**を提示してください。

※やむを得ず原本が準備できない場合は、原本証明がされた写しを提出してください。

なお、原本証明については、日付、氏名(名称)および「原本と相違ない」旨を記載し、法人印または 代表者印を押印したものに限ります。

※電子契約により締結された媒介契約書について、加東市では電子署名を確認するための体制を有していません。電子媒介契約書の場合は、別途委任状(委任者の押印が必須)を準備するか、電子媒介契約書を印刷し、原本証明をして提出してください。

(2) 媒介契約書の特約事項に、固定資産税評価証明書等の代理取得に関する事項が記載されている場合のみ証明書を交付できます。

※名寄帳は特約事項に記載がある場合でも交付できません。別途委任状を提出してください。

(3) 媒介契約書に記載のある物件のみ証明書を交付できます。

※媒介契約書に記載のない未登記家屋も含めて発行する場合や、土地のみの媒介契約書で、土地上の家屋も含めて証明書の発行を希望する場合は、契約書内の備考欄等にその旨を記載した媒介契約書を提示してください。

記入例: 目的物件の家屋に隣接する未登記家屋も含む。

目的物件の土地上にある家屋全て含む。等

(4) 媒介契約書は有効期間内のものに限り受け付けます。契約期間が更新されている場合は、別途、更新されていることが確認できる書類を提示してください。

(5) 媒介契約を締結した依頼者が固定資産の所有者の代理人である場合は、代理人であることが確認できる書類(委任状等)の原本を提示してください。

(6) 媒介契約を締結した依頼者の住所、氏名が本市の課税台帳上の住所、氏名と相違がある場合や依頼者が所有者の相続人である場合は、依頼者の住所移転の経過や、所有者が死亡している事実および依頼者が相続人であることがわかる書類(住民票、戸籍謄本等)の提示が必要です。

ただし、契約に係る宅地建物取引業者が、事前に相続人であることを戸籍等により確認し、契約書に依頼者が相続人である旨の記載があれば戸籍謄本等の提示を省略することができます。